

# 山梨県人事行政の運営状況について

※特に区分が示されていない場合は、教育、警察、企業局等すべてを合計した値

## 1 任用

### (1)任用形態別の職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		
			平成21年	平成20年	前年増減数
一 般 行 政 部 門	正式任用		3,043	3,142	-99
	再任用職員(常勤)				
	再任用職員(短時間)				
	任期付職員(常勤)		2	2	
	任期付職員(短時間)				
	小 計		3,045	3,144	-99
特 別 行 政 部 門	正式任用		10,510	10,607	-97
	再任用職員(常勤)		17	15	2
	再任用職員(短時間)				
	任期付職員(常勤)				
	任期付職員(短時間)				
	小 計		10,527	10,622	-95
公 営 企 業 会 計 部 門	正式任用		976	980	-4
	再任用職員(常勤)				
	再任用職員(短時間)				
	任期付職員(常勤)				
	任期付職員(短時間)				
	小 計		976	980	-4
合 計			14,548	14,746	-198

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。以下同じ。

### (2)職員の採用及び退職等の状況

(平成21年度)

職 種	区 分	採用	退 職				合 計
			定年	勸奨	自己都合	その他	
一般行政職		91	122	17	14	16	169
医療職		82	17	6	55	9	87
技能労務職		0	11	3	2	1	17
教育職		201	138	53	29	38	258
公安職		81	70	4	4	18	96
合 計 (構成比)		455	358 (57%)	83 (13%)	104 (17%)	82 (13%)	627 (100%)

※ 「その他」には、死亡等が含まれる。

### (3)職員の昇任及び降任の状況

(平成21年4月1日現在、公安職については平成21年度の状況)

職 種	区 分	昇 任			降 任
		部次長級	課長級	左記以外	
一般行政職		42	152	388	1
医療職			10	73	
技能労務職				11	
教育職			70	81	
公安職		8	24	129	

合 計	5 0	2 5 6	6 8 2	1
-----	-----	-------	-------	---

※ 1 教育職については、校長相当職を「課長級」へ、教頭相当職を「左記以外」へ計上  
 ※ 2 公安職については、部室長相当職を「部次長級」へ、所属長相当職を「課長級」へ計上

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成21年	平成20年		
一 般 行 政 部 門	議会	23	24	▲1	事務の見直し 本庁組織の再編、指定管理者制度の導入等 出先機関の事務の見直し 事務・事業の見直し等 事務・事業の見直し等 指定管理者制度の導入、事務・事業の見直し等 本庁組織の再編、事務・事業の見直し等
	総務企画	599	630	▲31	
	税務	106	107	▲1	
	民生・衛生	791	819	▲28	
	商工・労働	277	282	▲5	
	農林水産	724	748	▲24	
	土木	584	595	▲11	
	小 計	3,104	3,205	▲101	
特 別 行 政 部 門	教育	8,559	8,650	▲91	児童生徒数の減、小中学校の統廃合等 欠員の増
	警察	1,909	1,911	▲2	
	小 計	10,468	10,561	▲93	
公 営 企 業 計 部 門	病院	868	872	▲4	業務の外部委託化等
	企業局	108	108	0	
	小 計	976	980	▲4	
合 計		14,548	14,746	▲198	

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

(5) 定員適正化計画の概要 ※ 平成19年4月1日時点における総職員数が対象

- ① 定員適正化目標  
平成23年4月1日までの5年間で、職員数の4.2% (633人) の純減を目標とする。
- ② 定員適正化手法の概要  
抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化、積極的な民間委託等の推進、IT化の推進などを通じて極力職員数を抑制するとともに、退職者の補充についても十分検討し計画的な職員数の抑制を図る。

2. 給与

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 (B/A)
平成21年度	H22.3.31 864,210人	千円 485,461,628	千円 2,322,064	千円 122,570,821	% 25.2

※ 公営企業会計決算を合算している。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成22年度	人 13,518	千円 57,512,606	千円 10,956,931	千円 22,497,941	千円 90,967,478	千円 6,729

- ※ 1 職員手当には退職手当を含まない。
- ※ 2 給与費は当初予算に計上された額
- ※ 3 公営企業会計予算を合算

(3) ラスパイレス指数の状況 (平成21年4月1日現在)

区 分	平成21年4月1日		
山梨県	98.1	(参考) 全国県平均	98.7

※ ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料月額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもの。国を100としている。

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成21年4月1日現在）

区分	一般行政職			教育職 (小中高等学校教員)			公安職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
山梨県	円 341,279	円 417,081	歳 43.3	円 372,912	円 426,339	歳 43.6	円 334,864	円 447,120	歳 40.8

※1 平均給与月額は、給料月額に諸手当（期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除く。）を加え、対象職員数で除した。

※2 給料の特例減額措置を実施（減額率 管理職（部局長級）：6%、その他の管理職：4%、管理職以外の職員：2%）

(5) 職員の初任給の状況（平成21年4月1日現在）

区分		山梨県		国	
		決定初任給	採用2年経過日給料額	決定初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	175,224円	183,554円	国公Ⅱ種 172,200円	円 180,600
	高校卒	141,610円	148,274円	国公Ⅲ種 140,100円	円 145,900
教育職 (小中学校)	大学卒	195,706円	204,330円	-	-
	高校卒	151,802円	161,014円	-	-
教育職 (高等学校)	大学卒	195,706円	204,330円	-	-
	高校卒	151,802円	161,014円	-	-
公安職	大学卒	200,410円	209,328円	200,000円	209,200円
	高校卒	168,560円	177,478円	158,100円	166,600円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成21年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	261,273円	317,120円	358,615円
	高校卒	-	255,660円	305,625円
教育職	大学卒	302,458円	350,456円	383,873円
	高校卒	-	251,478円	330,123円
公安職	大学卒	276,294円	328,264円	366,527円
	高校卒	245,157円	290,398円	333,766円

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成21年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比	1年前の職員数	構成比	5年前の職員数	構成比
11級	(部長)					18	0.5%
10級	(次長)					58	1.5%
9級	部長 (参事)	16	0.5%	15	0.4%	98	2.6%
8級	次長 (課長・主幹)	56	1.6%	67	1.9%	844	22.3%
7級	課長・参事 (課長補佐)	69	2.0%	69	2.0%	380	10.0%
6級	課長・主幹 (主査・副主査)	720	21.2%	764	21.9%	997	26.3%
5級	課長補佐 (副主査・主任)	445	13.1%	411	11.8%	453	11.9%
4級	主査・副主査 (主任)	997	29.3%	1,017	29.2%	307	8.1%
3級	主任 (主事・技師)	570	16.8%	601	17.3%	391	10.3%
2級	主事・技師	336	9.9%	360	10.3%	188	5.0%
1級	主事・技師	190	5.6%	180	5.2%	57	1.5%
一般行政職職員数		3,399	100.0%	3,484	100.0%	3,791	100.0%

※1 山梨県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

※3 標準的な職務内容欄の( )内の職名は、平成17年度以前に適用されていた給料表による職務内容

(8) 職員手当の状況 (平成21年度)

区分	山 梨 県	国
期末手当	(平成21年度支給割合) 6月期 1.25月分 0.70月分 (0.70)月分 (0.30)月分	(平成21年度支給割合) 6月期 1.25月分 0.70月分 (0.70)月分 (0.30)月分
勤勉手当	12月期 1.50月分 0.70月分 (0.80)月分 (0.40)月分 計 (2.75)月分 (1.40)月分	12月期 1.50月分 0.70月分 (0.80)月分 (0.40)月分 計 (2.75)月分 (1.40)月分
退職手当	職制上の段階、職務の級等による加算措置 (支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5月分 30.55月分 勤続25年 33.5月分 41.34月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他特別算措置 無 退職時特別昇給 無 1人当たり平均支給額 2,850千円 27,543千円	職制上の段階、職務の級等による加算措置 (支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5月分 30.55月分 勤続25年 33.5月分 41.34月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他特別算措置 無 退職時特別昇給 無

※1 ( )内は、再任用職員に係る支給割合  
 ※2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額

特殊勤務手当 (21年度)	区 分	全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	32.7%
支給職員1人当たり平均支給年額	92,782円	
手当の種類(手当数)	35	
手当の名称		
税務手当 社会福祉業務従事手当 防疫等作業手当 医師診療実験従事手当 種雄牛馬取扱手当 爆発物取扱手当 と畜業務従事手当 夜間看護手当 有害薬物取扱手当 放射線取扱手当 危険現場作業手当 ダム管理作業手当 用地交渉手当 保健衛生業務従事手当 災害出動手当 道路上作業手当 病院業務従事手当 分娩手当 多学年学級担当手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 私服作業手当 鑑識作業手当 看守・護送手当 警ら手当 夜間特殊作業手当 交通警察業務手当 死体処理手当 救助捜索手当 航空手当 銃器犯罪捜査従事手当 身辺警護等作業手当 自動車整備業務従事手当 特殊自動車運転等作業手当 企業従事手当		

※1 普通会計決算及び公営企業会計決算の人員費の状況のうち特殊勤務手当を記載  
 ※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

時間外勤務手当	支 給 総 額	1,989,979千円
	職員1人当たり支給年額	328千円

※1 普通会計決算と公営企業会計決算を合算し、人員費の状況のうち時間外勤務手当を記載  
 ※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

	内 容	国の制度との異同
扶養手当	1 配偶者 月額 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円 16歳から22歳までの子に対しては1人5,000円の加算措置 ※配偶者以外の扶養親族の範囲 22歳未満の子及び孫、60歳以上の父母及び祖父母、22歳未満の弟妹、重度心身障害者	1 国と同じ 2 国と同じ
住居手当	1 職員の居住する借家・借間 自ら借り受け居住している住宅で月額12,000円を超える家賃を負担している職員 ・家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 ・家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額-23,000円) ×1/2+11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円(支給限度額) ※100円未満は切り捨て 2 自宅 月額 4,000円 ※所有に準ずる住宅 職員の扶養親族の所有する住宅等	1 国と同じ 2 月額 2,500円(平成21年12月以降廃止) ※新築・購入から5年間を限度に

	3 単身赴任における配偶者等の居住する住居手当 1又は2の1/2の額	支給 3 自宅に関しては支給制度無し
通勤手当	1 交通機関を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、交通機関での通勤を常例とする職員 ・1ヶ月運賃等が55,000円以下の場合職員が負担している運賃等 ・1ヶ月運賃等が55,000円を超える場合 55,000円+(1ヶ月運賃等-55,000円)×1/2 ※1ヶ月運賃等:6ヶ月定期券の1ヶ月当たりの価額又は回数券等の安価な額で算定 2 自動車等を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、乗用車等での通勤を常例とする職員 ・四輪自動車 通勤距離に応じて2km以上81km未満は3,000円~56,000円(81km以上は57,400円が限度額) ・四輪自動車以外 通勤距離に応じて2km以上60km未満は2,000円~23,600円(60km以上は24,500円が限度額) 3 1及び2を併用する場合 1及び2によりそれぞれ算出した額の合計額 4 特急等を利用する場合 異動等による通勤困難者に特急利用料金等の1/2を1~3で算出した通勤手当額に加算支給(限度額20,000円) ※特急利用料金等 JR特急料金及び高速道路等有料道路の利用料金	1 55,000円超過分の支給無し 2 四輪自動車と四輪自動車以外の区分無し 使用距離区分が相違 ※2km以上60km未満2,000円~23,600円(60km以上は24,500円が限度額) 3 国と同じ 4 国と同じ

(9) 義務教育諸学校の教員給与の一般行政職に対する優遇度の状況(平成21年4月1日現在)

高等学校教育職 (給料、教職調整額及び義務教育等教員特別手当の平均月額)	小・中学校教育職 (給料、教職調整額及び義務教育等教員特別手当の平均月額)	一般行政職 (給料及び給料の調整額の平均月額)	一般行政職を100とした場合の教員の比率	
			高等学校教育職	小・中学校教育職
A 373,462円	B 386,307円	C 341,001円	111.1	109.0
平均年齢 42.0歳	平均年齢 44.1歳	平均年齢 43.3歳		

※1 この表は、学校教育の水準の向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法第3条に基づき、義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、ろう学校若しくは特別支援学校の小学部若しくは中学部)の教員の給与の優遇措置の状況を明らかにするもの

※2 「一般行政職を100とした場合の教員の比率」とは、教員と一般行政職の給与を学歴別、経歴年数別に対応させ、パーシェ方式により比較したもの

(10) 特別職の報酬等の状況(平成21年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	1,260,000円
知事	970,000円
副知事	820,000円
公営企業管理者	800,000円
教育長	920,000円
報	830,000円
酬	780,000円
議長	
副議長	
議員	

期末手当	知事 副知事 公営企業管理者 教育長	(平成21年度支給割合) 6月期 12月期 計	1. 925月分 2. 175月分 4. 100月分
	議長 副議長 議長 副議長	(平成21年度支給割合) 6月期 12月期 計	1. 45月分 1. 65月分 3. 10月分
退職手当	知事 副知事 公営企業管理者 教育長	(算定方式) 給料月額(円) × 在職月数 ×	(在職期間) 65 / 100 (同一職通算) 45 / 100 (同一職通算) 35 / 100 (同一職通算) 30 / 100 (同一職通算)

※1 知事等については、給料の特例減額措置を実施しており、給料に以下の割合を乗じた額を、給料から減額している。

- ・平成18年1月1日から平成21年3月31日まで  
知事：10% 副知事、公営企業管理者、教育長、常勤監査委員：7%
- ・平成21年4月1日から平成23年9月30日まで  
知事：12% 副知事、公営企業管理者、教育長、常勤監査委員：9%

※2 知事については、現任期に係る退職手当は不支給としている。

### 3 勤務時間

- (1) 一般職員の年次有給休暇の使用状況 ※平成21年1月1日～平成21年12月31日の平均使用日数  
 知事部局：8.5日 教育委員会(県立学校教員含む)：9.9日  
 警察部局：5.4日 企業局：14.0日

- (2) 育児休業及び部分休業の取得状況 (平成21年度)

	平成21年度の取得者数		平成21年度中に新たに取得可能となった職員		
	育児休業	部分休業	(育児休業等対象者数)	うち育児休業取得者数	うち部分休業取得者数
男性職員		1	297		
女性職員	220	7	219	219	
	237	6			
合計	220	8	516	219	
	237	6			

※ 「平成21年度の取得者数」欄の上段は、平成21年度に新たに取得した者、下段は、平成20年度以前から引き続き取得している者の数

なお、上段には平成21年度中に取得可能となり取得した者のほか、平成20年度以前に取得可能となり平成21年度から新たに取得した者が含まれるので、「平成21年度中に新たに取得可能となった職員」の「うち育児休業取得者数」、「うち部分休業取得者数」と必ずしも一致するものではなく、また下回ることはない。

- (3) 介護休暇の取得状況 (平成21年度)

	介護休暇取得者数	休暇の取得形式			
		合計	全日型中心	時間型中心	その他
男性職員	1	1	1		
女性職員	9	9	9		
合計	10	10	10		

#### 4 分限及び懲戒

(1) 分限処分者数 (平成21年4月1日～平成22年3月31日) (単位：人)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
	1	142		143	

※1 対象職員は、一般職に属するすべての職員

※2 分限処分者数

ア 平成21年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしている。

イ 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしている。

(2) 処分事由別分限処分件数 (平成21年4月1日～平成22年3月31日)

区分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)						
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)			142		142	
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)		1			1	
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)						
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)						
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)						
合計		1	142		143	
法第28条第4項により失職した者						

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上

※2 法とは地方公務員法をいう。

(3) 懲戒処分者数 (平成21年4月1日～平成22年3月31日) (単位：人)

戒告	減給	停職	免職	合計
1	0	4	2	7

(4) 処分事由別懲戒処分件数 (平成21年4月1日～平成22年3月31日)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)	1		2	1	4
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)			2	1	3
合計	1		4	2	7

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上

※2 法とは地方公務員法をいう。

#### 5 服務

(1) 服務規律の遵守に関する取組 (平成21年度)

任命権者	取組内容	職員への周知方法
知事	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
教育長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
警察本部長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知、指示及び掲示
公営企業管理者	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示

## (2) 兼業の許可件数 (平成21年度)

任命権者	件数
知事	12
教育長	2
警察本部長	0
公営企業管理者	0
合計	14

## 6 研修

## (1) 研修実績

(平成21年度)

区分		内容	修了者等	
自己啓発研修		職員自ら研究及び修養を行う(通信教育講座、自主研究等)	113	
職場研修		日常の仕事を通じて必要な知識、技術等を取得するとともに、職務研究及び職務改善を進めるため、職員の所属する職場において行う研修	—	
職場外研修	部局研修	職種別研修	技術専門職員等を対象として専門知識・技術を中心とした能力向上を図るため、各部局が行う研修	—
		テーマ別研修	各部局が所管する専門分野や県政課題をテーマとして、部局内又は全庁向けに行う研修	
	研修所研修	階層別研修	階層やポストに必要な能力を養成するための研修	220
		年齢別研修	一人一人の個性や能力に着目した人材育成を図るため、若手・中堅職員を対象として行う能力開発研修	129
		能力開発研修	人事評価制度と連携し、より高度な能力の養成や知識の習得を目的とする研修	521
		チャレンジ研修	県行政の中核を担う知識、実行力、構想力、リーダーシップの養成を図るため行う実践的研修	158
		特別研修	組織として必要な指導者養成等のための研修	487
派遣研修	異なった組織風土や業務内容を経験することによって、幅広い視野や柔軟な思考力を養成し、高度な専門知識を習得するために行う研修	29		

## 7 勤務成績の評定の概要

知事部局： 地方公務員法第40条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。

教育委員会： 地方公務員法第40条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第46条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員及び教員の執務について勤務成績の評定を行っている。

警察部局： 地方公務員法第40条及び山梨県警察職員の勤務評定の実施に関する訓令に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。

企業局： 地方公務員法第40条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。



8 福祉及び利益の保護

(1) 職員の厚生福利に関する計画 (平成21年度)

① 職員の健康管理に関する取組状況

事業名	概要
労働安全衛生管理体制の整備	安全管理者・衛生管理者・産業医資格取得講習会への職員派遣 安全衛生委員会の開催・安全衛生推進者等の研修会開催
一般健康相談・ストレス相談の開催(知事部局、教育委員会及び企業局)	衛生管理医(内科・精神科医師)による、定例の健康相談を開催
部外カウンセラーによるストレス相談窓口等の設置(知事部局及び警察部局)	カウンセラーとして、臨床心理士・医師・弁護士を委嘱し、職員の様々な悩みに対する相談窓口を確保

(2) 職員の厚生福利の実施状況 (平成21年度)

① 職員の健康診断の実施状況

項目	概要	検診項目	受診者数
定期・成人病等各種検診	肺結核や生活習慣病を早期発見するために、人間ドックを除く全職員を対象に実施	年齢及び業務内容等に応じて実施 問診、胸部X線、血圧、尿、視力、聴力、血中脂質、肝機能、貧血、糖代謝、腎機能、心電図、眼底等	知事部局：2,325人 教育委員会：1,848人 警察部局：1,238人 企業局：58人
人間ドック	生活習慣病予防対策として1日又は2日の総合的な精密検診を実施	問診、診察、視力、聴力、眼底、眼圧、胸部X線、血液検査、尿、超音波検査等	知事部局：1,487人 教育委員会：993人 警察部局：664人 企業局：43人
特殊業務従事者検診	放射線業務・有害薬品・血液・有機溶剤・有機リン・鉛・家畜等取扱者を対象に業務毎に必要な検査を実施	肝機能、貧血、血液像、HBs抗原抗体、尿、尿中代謝物、トキソプラズマ等	知事部局：306人 教育委員会：74人 警察部局：291人
特定業務従事者健康診断	深夜業務(午後10時～午前5時の業務)及びホルムアルデヒド取扱業務に従事する職員を対象に実施	問診、診察、血圧、尿、血液、心電図、眼底等	知事部局：444人 教育委員会：86人 警察部局：565人 企業局：9人

② 職員のレクリエーションの実施状況

項目	内容	実施場所	委託先	会員数	期日	参加者等	実績額
職員文化展(知)	絵画、書道、写真、工芸、文芸作品の展示、囲碁・将棋大会等の実施	県民会館他	(財)山梨県職員互助会	4,589人	平成22年1月27日～1月31日	来場者数 203人 出品点数 320点	712,915円
元気回復事業(教)	各種スポーツ大会、芸術・文化活動、ガーデニング教室、囲碁大会等の実施	県民文化ホール他	(財)山梨県教職員互助組合 (財)山梨県高等学校教職員互助会	5,438人 2,271人	平成21年4月7日～平成22年3月31日	参加者数 7,600人	13,671,000円 12,180,080円

※表中、(知)とは知事部局等を、(教)とは教育委員会部局をいう。

● 平成二十一年度における人事委員会の業務の状況について  
山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年山梨県条例第二号）  
第四条の規定により、人事委員会から次のとおり平成二十一年度における人事委員会の  
業務の状況について報告があつた。

平成二十二年九月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

# 山梨県人事委員会業務報告

## 1 競争試験及び選考の状況

### (1) 競争試験の実施状況

#### ア 実施日

種 類	1次試験日	2次試験日	3次試験日	最終合格 発表日
警察官(第1回)	5月10日	5月30,31日	7月6,7日	7月24日
上 級	6月28日	[1回目] 7月10~13日 [2回目] 8月7~11日	—	8月31日
初級・学校職員	9月27日	[1回目] 10月18日 [2回目] 10月31日	—	11月13日
民間企業経験者	5月10日	[1回目] 7月11, 12日 [2回目] 8月7,8日	—	8月31日
警察官(第2回)	9月20日	10月11,12日	11月9,10日	12月4日
身障者選考	9月20日	10月14日	—	10月23日

#### イ 競争試験の実施状況

種 類	採用予定数 (人)	申込者数 A (人)	受験者数 B (人)	受験率 B/A (%)	第一次合格 者数 (人)	最終合格者 数 D (人)	競争倍率 B/D (倍)
警察官 (第1回)	62	538	435	80.9	320	62	7.0
上級	125	999	837	83.8	290	97	8.6
初級	4	31	30	96.8	16	6	5.0
学校職員	7	49	39	79.6	20	8	4.9
民間企業 経験者	5	360	235	65.3	17	7	33.6
警察官 (第2回)	46	485	362	74.6	192	43	8.4
身障者選考	1	6	6	100.0	5	1	6.0
合 計	250	2,468	1,944	78.8	860	224	8.7

## (2) 採用選考の実施状況

職	部局	知事	教育委員会	警察	その他	計
部長及びその相当職		2				2
課長及びその相当職		2	2	3		7
課長補佐及びその相当職		1	21	6		28
係長及びその相当職			12	2		14
上記以外		76	2	6		84
合計		81	37	17		135

## (3) 昇任選考の実施状況

職	部局	知事	教育委員会	警察	その他	計
部長及びその相当職		38	1		3	42
課長及びその相当職		75	27	23	4	129
課長補佐及びその相当職		227	19	45	6	297
係長及びその相当職		209	24	36	7	276
上記以外		86	14	6	5	111
合計		635	85	110	25	855

## 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

## (1) 公民給与較差に基づく給与改定

## ① 公民給与の較差

- ・ 減額措置後の額 ( 8,014 円、 2.10%)
- ・ 減額措置前の額 ( △561 円、 △ 0.14%)

## ② 改定の内容

- 1 公民給与の較差 (△0.14%) を解消するため、月例給 (給料月額) の引下げ改定
- 2 期末・勤勉手当 (ボーナス) の引下げ (△0.35 月分)
- 3 時間外勤務手当等について、時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえた改定

## (2) 給与構造の改革のための改定

## ① 改定の内容

- 1 地域手当 給与構造の改革が終了する平成 22 年度からは本来の支給割合

## (3) 教員給与の改定

## ① 改定の内容

- 1 新たな職の設置に係る教育職給料表の級の創設
- 2 新たな職に係る教職調整額について、既存の職との均衡を考慮して措置

## (4) 公務運営の改善について

- ① 人材の確保
- ② 能力及び実績に基づく人事管理
- ③ 勤務時間の短縮
- ④ 時間外勤務の縮減
- ⑤ 仕事と生活の調和の推進
- ⑥ 職員の健康管理
- ⑦ 服務規律の確保
- ⑧ 高齢期の雇用問題

(5) 勧告

① 勧告日

平成21年10月16日

実施時期 (公民給与較差に基づく給与改定に係るもの)

平成21年12月1日

ただし、平成22年6月期以降の期末・勤勉手当の支給割合及び時間外勤務手当の改定、教員給与の改定については、

平成22年4月1日

(給与構造の改革のための改定に係るもの)

平成22年4月1日

② 公民較差

民間給与	職員給与 (比較給与)		本 較 差	
		平均年齢	(A-B)	比 率 (C/B×100)
A 円 388,882	B 円 389,443	43.3 歳	C 円 △561	% △ 0.14
遡及決定分			D 円 -	D/B×100 -%
公民較差 (C+D)			E 円 △561	E/B×100 △ 0.14 %

積残事業所比率 ( - ) % 積残事業所の平均給与改定率 ( - ) %

③ 給与改定

改定後の平均給与月額	平均改定額	
		平均改定率
F 円 388,906	G (F-B) 円 △537	G/B×100 △0.14 %

④ 特記事項 (給与改定の考え方)

- ・ 「山梨県職員等の給与の特例に関する条例」による給与カット措置は、地方公務員法で定める給与決定とは異なる基準によるものであることから、これによる影響額を除いた較差を解消。
- ・ 特例条例による減額措置は、本県の厳しい財政状況を勘案したものと思料されるが、地方公務員法に定める給与改定の原則の趣旨とは異なるものであり、諸情勢が整い次第、速やかに本来の適正な給与水準が確保されることを求める。

⑤ 平均給与年額

	平均年間給与額(勧告後)	平均年間給与額(勧告前)	増加 (減少) 額	増加 (減少) 率
減額措置後 (実支給額)	H 円 6,262,000	I 円 6,415,000	J (H-I) 円 △153,000	J/I×100 △ 2.39 %
減額措置 前の額	H 円 6,365,000	I 円 6,518,000	J (H-I) 円 △ 153,000	J/I×100 △ 2.35 %

※行政職平均 (新卒採用者を除く) を推計

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 係属状況

区分	係属件数			処理件数					翌年度への繰越 (A)-(B)
	前年度からの繰越	新規要求	計(A)	却下	取下げ	打切り	判定	計(B)	
給与									
旅費									
勤務時間									
休暇									
執務環境									
厚生福利									
転任									
任用									
その他									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 完結事案一覧表

事案番号	要求者	要求内容	完結年月日	判定
対象事案なし				

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 係属状況

区分	係属件数			処理件数					翌年度への繰越 (A)-(B)
	前年度からの繰越	新規要求	計(A)	却下	取下げ	打切り	判定	計(B)	
分限処分	降給								
	降任								
	休職								
	分限免職								
懲戒処分	戒告								
	減給								
	停職								
	懲戒免職		1	1				1	1
転任									
その他									
計	0	1	1	0	0	0	1	1	0

(2) 完結事案一覧表

事案番号	処分者	処分の内容	完結年月日	判定
平成21年不第1号	県教育委員会	懲戒免職	平成22年3月26日	修正



二 就任

同	監事	同	同
龍澤 敦	広瀬 正治	長田 一明	塩島 學
笛吹市境川町前間田一四七番地二	甲州市塩山下栗生野一三七番地	甲斐市亀沢三九二番地	西八代郡市川三郷町大塚 四一八七番地
同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
山本 武志	渡邊 祐夫	鶴田 佳則	窪田 英文	深沢 博	竹越 久高	三森 直尚	平塚 義	古屋 匡三	萩原 孟一	山本 紘典	田辺 篤	氏名	住所	就任年月日	同	同	同	同	同
笛吹市春日居町鎮目七四七番地一	同 袖口六六九番地	同 牧丘町倉科四八三八番地	同 北八八二番地	同 万力一四二番地	同 山梨市小原西九五二番地一	同 菱山一一九八番地	同 勝沼町勝沼三二四六番地二	同 勝沼町上岩崎三四八番地	同 塩山中萩原一八五七番地	同 塩山三日市場一七二番地	同 甲州市塩山下於曾一二四〇番地	氏名	住所	就任年月日	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成二十二年九月十日	住所	就任年月日	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
有泉 喜弘	小沢 治	田中 久雄	池谷 陸雄	田中 良彦	宮島 雅展	深澤 照彦	小林 仁	内藤 武寛	鈴木 一仁	雨宮 孝一	小林 嶺生	小野 勝	河野 徳道	浅川 朝世	中村 正彦	石原 俊夫	荻野 正直	岡 三郎	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大鳥居一四五番地	木原八六九番地	中央市東花輪一八七九番地一	同 中畑町七〇一番地	同 右左口町三五〇番地	同 甲府市寿町二〇番五号	同 小山六六六番地二	同 境川町藤笠四六七一番地一	同 増利一九一九番地	同 八代町北一八三七番地	同 田中四一四番地	同 中尾一一〇七番地	同 一宮町塩田四四一番地	同 金川原一三九五番地	同 二之宮一五〇七番地	同 御坂町井之上二三二一番地	同 中川七三三番地	同 石和町井戸三三九番地	同	同 別田七七番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同



同	久保 眞一	西八代郡市川三郷町市川大門 九二三番地	同
同	塩島 學	同 大塚 四一八七番地	同
同	長田 一明	甲斐市亀沢三九一二番地	同
監事	広瀬 正治	甲州市塩山下粟生野一三七番地	同
同	中村 善次	笛吹市一宮町新巻五〇五番地	同

● 土地区画整理組合の事業計画の認可  
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第三項の規定により、次のとおり事業計画を認可した。  
 平成二十二年九月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 組合の名称  
 富士吉田市雨坪土地区画整理組合
- 二 事業施行期間  
 平成二十二年年度から平成二十六年年度まで
- 三 施行地区  
 富士吉田市大字小明見字雨坪、字愛地宿、字滝澤、字上手及び字丸の各一部  
 事務所所在地  
 富士吉田市下吉田千八百四十二番地 富士吉田市役所内
- 五 設立認可の年月日  
 平成二十二年三月四日
- 六 事業計画の認可の年月日  
 平成二十二年九月三十日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十二年九月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
 笛吹市御坂町上黒駒字御馬休所二九六二の一の一部、二九六二の三、二九六二の四、二九六四、二九六七の二、二九六九の七、二九六九の九、二九六九の一〇、二九六九の一一、二九六九の一三、二九六九の一五及び二九六九の一六の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路、水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 笛吹市御坂町上黒駒二千九百六十四番地 社会福祉法人光珠福祉会 理事長 渡辺 宏子

### 公安委員会

● 落札者等の決定について  
 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
 平成二十二年九月三十日

山梨県警察本部長 唐 木 芳 博

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量  
 放置駐車違反管理システム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 山梨県警察本部交通部交通指導課 山梨県甲府市中央一丁目十番一号
- 三 落札者を決定した日  
 平成二十二年九月十四日
- 四 落札者の氏名及び住所  
 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都立川市曙町二丁目十七番三号

五 落札金額

八千六百八十二万六千六百円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十二年八月五日

## その他

### 山梨県議会訓令甲第三号

山梨県議会事務局職員児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十二年九月三十日

山梨県議会事務局局長 土屋 正文

### 訓令

山梨県議会事務局職員児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程を廃止する山梨県議会訓令第三号は、廃止する。

### 附則

この訓令は、公布の日から施行する。

### 山梨県議会訓令甲第四号

山梨県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年九月三十日

山梨県議会議長 武川 勉

### 訓令

山梨県議会事務局規程の一部を改正する訓令（昭和四十三年山梨県議会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（その他の職員）」に改める。

第七条第一号中「人事」の下に「（人事課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号ル中「総務課所管」を「総務課の所掌に属する事項」に改め、同条第二号三中「議事調査課所管」を「議事調査課の所掌に属する事項」に改める。

第八条第四号及び第五号を次のように改める。

四 次長の年次有給休暇の付与、有給休暇（年次有給休暇を除く。）、介護休暇及び勤務に専念する義務の免除の承認並びに週休日の振替（四時間の勤務時間の割振り変更を含む。）に関する事。

五 次長の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）の規定による部分休業の承認に関する事。

六 第八号中第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、第五号の次に次の四号を加える。

六 第三号に掲げるもののほか次長の服務に関する許可又は承認に関する事。

七 二月を超える期間の臨時的任用に関する事。

八 職員的身分証明書及び職員き章の交付に関する事。

九 次長、課長及び課に属さない職員の身分証明書の書換えの検認に関する事。

第九号を次のように改める。

（次長の専決事項）

第九号 次長の専決事項は、次のとおりとする。

一 職員の定期昇給及び昇格の内申に関する事。

二 課長及び課に属さない職員（局長及び次長を除く。以下この条において同じ。）の旅行の命令及びその復命の受理に関する事。

三 課長及び課に属さない職員の年次有給休暇の付与、有給休暇（年次有給休暇を除く。）、介護休暇及び職務に専念する義務の免除の承認並びに週休日の振替（四時間の勤務時間の割振り変更を含む。）に関する事。

四 課長及び課に属さない職員の地方公務員の育児休業等に関する法律の規定による部分休業の承認に関する事。

五 前三号に掲げるもののほか課長及び課に属さない職員の服務に関する許可又は承認に関する事。

六 告示、公告及び広報に関する事。

第十号中第三号を削り、第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 総括課長補佐、政務調査監、課長補佐、副主幹、主査及び副主査の旅行命令及びその復命の受理に関する事。

三 総括課長補佐及び政務調査監の年次有給休暇の付与、有給休暇（年次有給休暇を除く。）、介護休暇、職務に専念する義務の免除の承認並びに週休日の振替（四時間の勤務時間の割振り変更を含む。）に関する事。

四 所属職員の地方公務員の育児休業等に関する法律の規定による部分休業の承認に関する事。

第十号中第五号を第十一号とし、第四号を第六号とし、同号の次に次の四号を加える。

七 諸証明事務に関すること。

八 定例的な各種の資料、統計及び印刷物の作成、収集及び交換に関すること。

九 行政文書の開示の決定に関すること。

十 個人情報開示の訂正及び利用停止の決定に関すること。

十一 第三条及び第四条を次のように改める。

三 二月以内の期間の臨時的任用に関すること。

四 職員（第八条第九号に規定する者を除く。）の身分証明書の書換えの検認に関すること。

第十一条第七号中「支出」を「金額が百万円以上の収入の通知及び支出」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「千万円」を「が百万円以上一千万円」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「千万円」を「が百万円以上一千万円」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 目節の流用に関すること。

第十一条に次の一号を加える。

九 物品及び雑部金の出納の通知に関すること。

第十三条を次のように改める。

（総括課長補佐の共通専決事項）

**第十三条** 総括課長補佐の共通専決事項は、次のとおりとする。

一 主任及び第六条に規定する職員の旅行命令及びその復命の受理に関すること。

二 所属職員（課長及び第十条第三号に規定する者を除く。次号において同じ。）の年次有給休暇の付与、有給休暇（年次有給休暇を除く）、介護休暇及び職務に専念する義務の免除の承認並びに週休日の振替（四時間の勤務時間の割振り変更を含む。）に関すること。

三 所属職員の時間外勤務及び休日勤務（休日の代休日を含む。）の命令並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定に関すること。

四 軽易な事項の通知、照会、回答及び報告に関すること。

五 その他定例又は軽易で課長の指示のあった事項に関すること。

第十四条第一号を次のように改める。

一 扶養親族の認定並びに通勤手当、住居手当及び単身赴任手当に係る確認及び決定に関すること。

第十四条第二号及び第三号中「金額」を「金額が」に改め、同条第四号中「金額」を「金額が」に改め、「百万円未満の」の下に「収入の通知及び」を加え、同条第五号中「児童手当」の下に「及び子ども手当」を加える。

第十九条の見出しを「（準用）」に改める。

**附則**  
この訓令は、公布の日から施行する。